



平成 19 年 5 月 14 日

各 位

会 社 名 株式会社立花エレクトック  
コード番号 8 1 5 9 ( 東証・大証第 1 部 )  
代 表 者 名 取締役社長 渡 邊 武 雄  
問 合 せ 先 取締役執行役員管理部門担当 住 谷 正 志  
電 話 ( 06 ) 6539 - 2718

## 当社株式の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策） の導入に関するお知らせ

当社は、本日開催の当社取締役会において、当社の企業価値ひいては株主様共同の利益を確保・向上させることを目的に、「当社株式の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）」を平成 19 年 6 月 28 日開催予定の第 78 回定時株主総会に付議し、株主の皆様のご承認を得ることを条件に、導入することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

当社は、平成 19 年 5 月 14 日開催の当社取締役会において、当社の企業価値ひいては株主様共同の利益を確保・向上させることを目的として、当社に最も適した買収防衛策を導入すべく、大規模買付行為がなされた場合の対応方針に関する「当社株式の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）」（以下、「**本プラン**」という。）を決議いたしました。

本プランとは、大規模買付者及びそのグループ（共同保有者、特別関係者及びファンドの場合は組合員その他の構成員を含む。）【注1】（以下、「**大規模買付者グループ**」という。）の議決権割合【注2】を 20%以上とすることを目的とする当社株券等【注3】の買付行為、または、結果として議決権割合が 20%以上となる当社株券等の買付行為（以下、このような買付行為を「**大規模買付行為**」といい、大規模買付行為を行う者を「**大規模買付者**」という。）に関する対応策であります。ただし、当社取締役会が同意した大規模買付行為は除きます。

本プランにつきましては、当社監査役全員から本総会において株主の皆様のご承認が得られること並びに導入後の具体的運用が適正に行われることを条件として、本プランに賛成する旨の同意を得ております。

なお、当社の大株主の状況（平成 19 年 3 月 31 日現在）は、別紙 4 に記載のとおりですが、20%以上保有する株主は存在しておりません。また、本日現在、大規模買付者より当社取締役会に対して、大規模買付行為に関する提案を受けている事実はありません。

## ・当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針及び 本プラン導入の背景について

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資する者が望ましいと考えております。

もっとも、当社は、公開会社として当社株式の自由な売買を株式市場に委ねている以上、会社を支配する者の在り方は、最終的には株主の皆様ご意思に基づき決定されるべきであり、会社の支配権の移転を伴う買付提案に応じるか否かの判断も、最終的には当社株式を保有する株主の皆様ご判断に委ねられるべきものであると考えます。加えて、かかる支配権の移転を伴う買付提案が、当社取締役会の賛同を得ずに行われる行為であっても、当社や株主の皆様ご利益に資するものであれば、これを一概に否定するものでもありません。

しかしながら、当社株式の大規模買付行為や買付提案の中には、株主の皆様ごに株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、株主の皆様ごが買付の条件等について検討したり、当社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、買付者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買付者との交渉を必要とするもの等、株主共同の利益を毀損しかねないものも考えられます。

このような大規模買付者は、例外的に当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として適当でないと判断します。

将来当社が、このような濫用的な買収行為の対象となった場合、当社や株主の皆様ご利益に資するものであるか否かを株主の皆様ごに合理的かつ適切にご判断していただくためには、当社取締役会は大規模買付者との交渉に必要・十分な機会を確保し、大規模買付者の提案や当社取締役会の評価意見並びに代替案等の情報を速やかに、株主の皆様ごにご提供することが不可欠です。

本日現在、大規模買付者より当社取締役会に対して、大規模買付行為に関する提案を受けている事実はありませんが、以上のことを考慮した結果、当社は、大規模買付行為において株主の皆様ごに合理的かつ適切にご判断をしていただくための情報を提供するためには、当社が事前警告型買収防衛策として設定した後記 ．に記載の本プランを導入し、大規模買付者には大規模買付行為に関する必要かつ十分な情報を当社取締役会に事前に提供していただき、当社取締役会として一定の評価期間を設けることが当社並びに株主全体の利益を守るために必要であると考えております。

## ．当社の企業価値の向上並びに株主様共同の利益の確保・向上への取組み

### 1．中長期ビジョン「GT21」(Growing Tachibana 21<sup>st</sup> Century)に基づく取組み

当社は、大正10年(1921年)の創業以来80有余年にわたり、三菱電機株式会社の総合代理店として同社が製造する製品の取扱いを中心に事業展開を図ってまいりました。

その一方で、時代の変革とともに高度化、多様化する市場ニーズへの対応に目を向けて、取扱い製品の幅を広げるとともに、業界の中でも早くから「技術商社」を標榜し、より付加価値の高い製品・システムの提案と提供に努めてまいりました。

また、創業80周年にあたる平成13年(2001年)に、当社は、長く慣れ親しんできた「株式会社立花商会」から「株式会社立花エレテック」に社名を変更し、エレクトロニクスとテクノロジーを追求する企業姿勢を明確に打ち出しました。

こうした取組みを通じて、当社が着実な業績を上げることができておりますことは、ひとえにお客様やお取引先、株主の皆様など、多くの関係の方々のご支援の賜物であります。

しかしながら、21世紀を迎えて、産業構造がグローバルかつ抜本的に変革されようとして

いる社会環境のもとで、ご支援を賜わっている皆様に対し、今後とも当社が永続して満足いただける企業であり続けるためには、今まで以上のゆるぎない堅固で活力ある経営体質の構築が、最も重要な経営課題であるとの認識を強く持っております。

その認識に立って、当社は現在、2010年を見据えた成長戦略「G T 2 1」( Growing Tachibana 2 1<sup>ST</sup> Century ) の下で、電機・電子の技術専門商社として、アジアにおける業界のリーディングカンパニーを目指し、中長期にわたっての成長を確かなものにするための基盤整備を進めております。

この「G T 2 1」の実行と実現を通じて、今後とも一層積極的な事業展開を図ることが、長期にわたり当社の企業価値を向上させ、株主様共同の利益の確保に資することができるものと考えております。

## 2. コーポレート・ガバナンスに向けた取組み

健全なる事業活動を行い、継続的に企業価値を高めていくためには、企業活動を取り巻く変化する社会・経済環境に対して迅速かつ柔軟に対応できるコーポレート・ガバナンス体制の確立が重要です。

当社は、平成15年6月より、経営の機動性とコンプライアンス( 遵法、透明性 ) の観点から、経営と業務執行の分離を行い、新たに業務執行をつかさどる執行役員を任命するとともに、事業年度毎の経営責任の明確化を図るため、取締役、執行役員の任期を1年といたしております。

監査役については、現在、社外監査役を含む4名体制とし、法令等に定められた監査の実施を通して経営の監視機能の強化を図るとともに、随時会計監査人との情報交換を行い、監査の精度向上に努めております。

また、当社は、より良き社会の一員として、株主や投資家を含む当社のあらゆるステークホルダーの皆様に対処する理解を深めていただき、当社の企業価値を正に評価いただくことを目的にIR活動を推進するとともに適時適切な情報開示によって企業活動の透明性が確保されるとの考えのもと、会社法、証券取引法、その他の法律、証券取引所の定める適時開示規則に則って、ディスクロージャーを行っております。

今後も当社は、コーポレート・ガバナンスの強化に務め、コンプライアンスの確保とより社会性・透明性・効率性の高い経営体制の確立を目指してまいります。

## 本プランの内容

### 1. 本プランの概要

本プランは、当社の企業価値ひいては株主様共同の利益を確保・向上させることを目的として、大規模買付者の議決権割合を20%以上とすることを目的とする当社株券等の買付行為、または、結果として議決権割合が20%以上となる当社株券等の買付行為に関する事前警告型の買収対応策です。

大規模買付者には、予め本プランに定められたルール( 以下、「大規模買付ルール」という。 ) に従っていただくことといたします。

大規模買付ルールは、株主の皆様にご合理的かつ適切なご判断をしていただくための情報を提供するため、大規模買付行為が実行される前に、当社取締役会が、大規模買付行為の評価・検討を行う上で必要かつ十分な情報（以下、「大規模買付情報」という。）の提供を大規模買付者に求め、当社取締役会による一定の評価期間が経過した後に、大規模買付行為を開始することを認める、というものです。

なお、当社取締役会が、大規模買付行為に関して一定の評価を行うにあたり、本プランを適正に運用するとともに当社取締役会によって恣意的な判断がなされることを防止するため、当社取締役会から独立した後記 2.(5)に記載の特別委員会を設置いたします。

当社取締役会は、大規模買付行為に対し、特別委員会の勧告を最大限尊重したうえで、新株予約権無償割当ての発行等、会社法、証券取引法、その他の法律が認めるその時点で最も適した対抗措置（以下、「対抗措置」という。）を発動するか否かについて、決議するものとします。

本プランで定める手続きの流れは次のとおりです。

大規模買付者に対し、当社取締役会宛に大規模買付ルールに従う旨の意向表明書の提出を求めます。

当社取締役会は、事前に大規模買付者から当該大規模買付行為に関する必要かつ十分な情報の提供を求め、それらの情報の検討等を行う時間を確保いたします。

当社取締役会は、大規模買付者より提供された情報について、特別委員会に提供するとともに一定の評価・検討を行った上で、株主の皆様にご当社取締役会としての評価意見や必要に応じて代替案を提供いたします。

当社取締役会は、当該大規模買付行為に対し、特別委員会の勧告を最大限尊重したうえで、対抗措置の発動をするか否かについて、決議するものとします。

なお、当社取締役会は、特別委員会の勧告を最大限尊重してもなお、特別委員会の勧告の内容と異なる判断に至った場合は、対抗措置の発動の賛否について株主の皆様のご意思を確認するための株主総会を開催する手続きを定めます。

## 2. 大規模買付ルール

当社取締役会は、大規模買付行為が実行される前に、株主の皆様にご合理的かつ適切なご判断をしていただくための情報を提供するために、大規模買付情報の提供を大規模買付者に求め、当社取締役会による一定の評価期間が経過した後に大規模買付行為を開始することを認めるというものです。

大規模買付ルールは、次のとおりです。

### (1) 大規模買付ルールの遵守に関する意向表明書の提出

当社取締役会は、大規模買付者が大規模買付行為を行う場合、大規模買付者に対し、大規模買付ルールを遵守する旨の意向表明書を提出いただくことといたします。本意向表明書には、大規模買付者の名称、住所、設立準拠法、代表者の氏名、国内連絡先及び大規模買付行為の概要を明示するとともに大規模買付ルールを遵守する旨を表明していただきます。

## (2) 大規模買付情報の提供とその開示

当社取締役会は、本意向表明書の受領後 10 営業日以内に、大規模買付者から当初提供していただく大規模買付情報のリストを大規模買付者に対し交付し、速やかに当該情報のリストに記載された情報を提供していただきます。

当初提供していただいた情報だけでは大規模買付情報として不足していると当社取締役会が合理的に判断した場合、当社が定める期限までに、十分な大規模買付情報が揃うまで追加的に情報を提供していただくことがあります。

当社取締役会は、大規模買付行為の提案があった事実及び当社取締役会に提供された大規模買付情報は、速やかに特別委員会に対して提供するとともに株主の皆様にも情報開示いたします。

特別委員会は、大規模買付者が提供した大規模買付情報に不足があるとき、または提供された情報につき補足の情報が必要であると判断したときは、直接または当社取締役会を通じ大規模買付者に対し、合理的に必要と考えられる情報の提供を求めることができます。

なお、当社取締役会は大規模買付者から大規模買付情報の提供が完了したことを、速やかに情報開示いたします。

大規模買付者から当初提供していただくべき大規模買付情報は、次のとおりです。

### 大規模買付者及びそのグループの詳細

大規模買付者グループ（共同保有者、特別関係者、及びファンドの場合は組合員その他の構成員を含みます。）の具体的名称、資本構成または主要出資者（組合員その他の構成員を含みます。）及びその経歴または沿革、事業内容、財務内容、当社事業と同種の企業ないし事業経営についての経験並びに当社事業と同種事業を営むときは、その決算情報またはセグメント情報など

### 第三者との連絡

大規模買付行為に際して、第三者との間における意思連絡の有無及び意思連絡が存する場合にはその内容

### 大規模買付行為の目的、方法及び内容

大規模買付行為の目的、買付の時期、買付の取引の仕組み、買付対価の価額・種類、買付方法の適法性など（過去の大規模買付行為の経歴及びその後の当該企業や事業の経営状況なども含みます。）

### 買付対価の算定根拠

買付対価の算定の前提となる事実（数値情報）及び仮定事実、算定方法、算定を行った企業ないし担当者、大規模買付行為に係る一連の取引により生じることが予想される影響額及びその算定根拠等

### 大規模買付行為の実行に関する資金の裏付け等

大規模買付行為に要する見込み買付資金総額、大規模買付行為資金の提供者（実質的提供者を含みます。）の具体的名称、資金調達の方法、関連する取引の内容

### 買付後の経営方針、事業計画

大規模買付行為完了後に意図する当社及び当社グループの経営方針、事業計画（とくに業種・業態転換の可能性）、財務計画、資本政策、配当政策、資産活用策、及びその計画実現の可能性とリスクの有無

利害関係者の処遇方針

大規模買付行為完了後における当社及び当社グループの従業員、取引先、顧客、地域社会その他当社に係る利害関係者の処遇方針

その他、当社取締役会あるいは特別委員会が合理的に必要と判断する情報

### (3) 取締役会による評価期間

当社取締役会は、大規模買付情報の提供が完了した後、大規模買付行為の評価等の難易度に応じ、取締役会による評価、検討、交渉、意見形成、代替案立案のための期間（以下、「評価期間」といいます。）が次のとおり与えられるものといたします。

対価を現金（円貨）のみとする公開買付による当社全株式の買付の場合 60 日間

その他の大規模買付行為の場合 90 日間

ただし、評価期間の終了までに、特別委員会が提出資料の検討、評価、大規模買付者との交渉、対抗措置の発動に関する勧告をなしえないときは、特別委員会の決議により、合理的な範囲内において評価期間を延長することができるものといたします。なお、当社は評価期間を延長する場合は延長する理由、延長期間等を開示いたします。

### (4) 取締役会による評価意見並びに代替案

当社取締役会は、評価期間中、各種外部専門家の助言を受けながら、提供された大規模買付情報を十分に評価・検討し、当社取締役会としての意見を慎重にとりまとめて開示いたします。

当社取締役会は、必要に応じ、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件改善について交渉し、当社取締役会として株主の皆様へ代替案を提示することができるものといたします。

### (5) 特別委員会

特別委員会に対する諮問と勧告

当社取締役会が、大規模買付行為に関して一定の評価を行うにあたり、本プランを適正に運用するとともに当社取締役会によって恣意的な判断がなされることを防止するため、当社取締役会から独立した特別委員会を設置いたします。

当社取締役会は、大規模買付者より前記 2.(1)に記載の「大規模買付ルールの遵守に関する意向表明書の提出」がなされた場合、または大規模買付行為に関する提案、あるいは大規模買付行為が行われた場合の対応方針についての諮問をするために特別委員会を招集いたします。

当社取締役会は、大規模買付行為の提案があった事実及び当社取締役会に提供された大規模買付情報は、特別委員会に対して、速やかに提供いたします。

特別委員会は、大規模買付者が提供した大規模買付情報に不足があるとき、または

提供された情報につき補足の情報が必要であると判断したときは、直接または当社取締役会を通じ大規模買付者に対し、合理的に必要と考えられる情報の提供を求めることができるものとします。

当社取締役会は、大規模買付行為に対する評価意見あるいは代替案等を特別委員会に提出することができます。

特別委員会は、当社の費用負担をもとに、必要に応じてフィナンシャルアドバイザー、公認会計士、弁護士等の外部専門家等から客観的な助言を得ることができるものとし、当社取締役会から提出のあった評価意見あるいは代替案等について意見を述べることができるほか、大規模買付行為に対し、対抗措置を発動するか否かについて、当社取締役会に勧告を行います。

当社取締役会は、特別委員会による勧告の概要その他必要と認められる事項について、決議後速やかに情報開示を行います。

当社取締役会は、特別委員会の勧告を最大限尊重したうえで、大規模買付行為に対し対抗措置を発動するか否かについて、決議するものとします。

また、評価期間の終了までに、特別委員会が提出資料の検討、評価、大規模買付者との交渉、対抗措置の発動に関する勧告をなしえないときは、特別委員会の決議により、合理的な範囲内において評価期間を延長することができるものといたします。なお、当社は評価期間を延長する場合は延長する理由、延長期間等を開示いたします。

#### 特別委員会の構成

特別委員会の委員は3名以上とし、公正中立な判断を可能とするため、当社の業務執行を行う経営陣から独立している当社社外取締役・社外監査役、弁護士、公認会計士、社外の有識者の中から選定します。

設置当初における特別委員会の委員は、社外取締役 辻川正人氏、社外監査役 大谷康弘氏、社外有識者 半林亨氏及び 田邊光政氏に委嘱する予定であり、全員の方から就任の承諾を得ております。

なお、特別委員の略歴等については別紙1をご参照ください。

#### (6) 株主意思の確認手続き

評価期間満了後、当社取締役会は、特別委員会の勧告を最大限尊重したうえで、対抗措置の発動をするか否かについて決議いたしますが、当社取締役会が、特別委員会の勧告を最大限尊重し、当該勧告に従うことにより取締役の善管注意義務に違反するおそれがある等の事情があると認める場合には、当社取締役会は、特別委員会の勧告の内容と異なる判断をいたします。この場合には、株主の皆様の意思を尊重する主旨から、大規模買付行為に対し対抗措置を発動するか否かについて、可及的速やかに株主の皆様に判断していただくことができるものといたします。

なお、大規模買付行為に対し対抗措置を発動するか否かについての株主の皆様の意思確認は、会社法上の株主総会（以下、「**株主確認総会**」という。）による決議によるものといたします。

当社取締役会が、大規模買付行為に対し対抗措置を発動するか否かについて、株主確認総

会を開催する旨の決議を行った場合には、株主確認総会を開催する旨並びに開催の判断に至った理由を速やかに開示いたします。

当社は、株主確認総会の結果に従い、大規模買付行為の提案に対し対抗措置を発動または発動しないことといたします。

当社は、株主の皆様ご意思の尊重を明確にするために、本プランの対抗措置の決定機関等を明確にするために、別紙5のとおり当社定款の改正を実施いたします。

なお、当社取締役会は、株主確認総会において議決権を行使しうる株主を確定するために基準日（以下、「**本基準日**」という。）を設定するにあたっては、本基準日の2週間前までに当社定款に定める方法により公告するものいたします。

株主確認総会において議決権を行使できる株主は、本基準日の最終の株主名簿または実質株主名簿に記載または記録された株主といたします。

株主確認総会の決議は、法令及び当社第78回定時株主総会において定款一部変更の件が承認可決された場合の変更後当社定款第42条に基づき、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行うものいたします。

当社取締役会は、株主確認総会において株主の皆様が判断するための情報等に関し、重要な変更が発生した場合には、本基準日を設定した後であっても、本基準日の変更または株主確認総会の延期若しくは中止をすることができるものいたします。

大規模買付者は、株主確認総会終結の時まで、大規模買付行為を開始してはならないものいたします。

#### (7) 大規模買付行為の開始について

大規模買付行為は、評価期間経過後または株主確認総会の終了後にのみ開始されるものいたします。

#### (8) 本プランの有効期間と廃止及び変更

##### 有効期間

本プランの有効期間は、本年6月28日開催の当社第78回定時株主総会において、株主の皆様ご承認をいただいた時から、承認後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会（平成22年6月開催予定）の終結の時までといたします。

##### 株主総会決議による廃止及び変更

本プランの導入後、有効期間中であっても、当社の企業価値ひいては株主様ご共同の利益を確保・向上させることを目的に、当社株主総会または当社取締役会において本対応方針を廃止する旨の議案が承認された場合には、本対応方針はその時点で廃止されるものとします。

また、当社取締役会は、本プランの有効期間中であっても、本プランにつきご承認をいただいた株主総会決議による委任の趣旨に反しない場合（本プランに関する

法令、証券取引所規則等の新設または改廃が行われ、かかる新設または改廃を反映するのが適切である場合、誤字脱字等の理由により字句の修正を行うのが適切である場合、当社株主に不利益を与えない場合等を含みます。)本プランを修正し、または変更する場合があります。

なお、当社取締役の任期は1年でありますので、毎年新たに選任された取締役による定時株主総会直後の取締役会において、本対応方針につき廃止を含めて見直しを行うものいたします。

廃止または変更に関する情報開示

当社は、本プランが廃止または変更された場合には、当該廃止または変更の事実及びそれらの内容について、情報開示を速やかに行います。

### 3. 大規模買付行為が行われた場合の対応方針と対抗措置の発動判断等

#### (1) 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合

当社取締役会は、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合、仮に当社取締役会が大規模買付行為に反対であったとしても、反対意見の表明、代替案の提示を行うに留め、特別委員会の勧告を最大限尊重したうえで、対抗措置の発動を行わない旨の決議をいたします。

もっとも、当社取締役会は、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合であっても、次に記載の から に該当する場合、大規模買付行為が、当社に回復し難い損害をもたらすなど、当社の企業価値ひいては株主様共同の利益の確保・向上に反すると判断した場合、特別委員会の勧告を最大限尊重したうえで、対抗措置を発動することがあります。

なお、当社取締役会が、特別委員会の勧告を最大限尊重し、当該勧告に従うことにより取締役の善管注意義務に違反するおそれがある等の事情があると認める場合には、当社取締役会は、特別委員会の勧告の内容と異なる判断をいたします。この場合には、株主の皆様を尊重する主旨から、可及的速やかに株主確認総会を開催し、株主の皆様当該大規模買付行為に対する対抗措置を発動するか否かについて決議していただくことといたします。

当社取締役会は、以下の から に該当すると合理的に判断した場合には、原則として、大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主様共同の利益の確保・向上に反する場合に該当するものと考えます。

株式を買い占め、株価を吊り上げて高値で株式を当社関係者に引き取らせる目的で当社株式の買収を行っている判断される場合(いわゆるグリーンメーラー)

当社の経営を一時的に支配して当社の事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、要取引先や顧客等を大規模買付者グループ等に移譲させる目的で当社の株式の買収を行っている判断される場合

当社の経営を支配した後に、当社の資産を大規模買付者グループ等の債務の担保や弁済原資として流用する予定で当社の株式の買収を行っている判断される場合

当社の経営を一時的に支配して当社の事業に当面関係していない不動産、有価証券等の高額資産等を売却等処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせる

かあるいは一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って当社の株式を高値で売り抜ける目的で当社の株式の買収を行っていると思われる場合

大規模買付者の提案する当社株式の買付条件（買取対価の金額、種類、内容、時期、方法、違法性の有無、実現可能性を含みますが、これらに限られません。）が、当社の企業価値に照らして著しく不十分または不適切なものであると判断される場合  
大規模買付者の提案する当社株式の買付方法が、強圧的二段階買収（最初の買付で全株式の買付を勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等の株式買付を行うことをいいます。）など、株主の判断の機会または自由を制約し、事実上、株主に当社株式の売却を強要するおそれがあると判断される場合（但し、部分的公開買付けであることをもって当然にこれに該当するものではありません。）

大規模買付者による支配権取得により、当社株主はもとより、顧客、従業員その他の利害関係者の利益を含む当社の企業価値の著しい毀損が予想される場合

大規模買付者が支配権を獲得する場合の当社の企業価値が、中長期的な将来の企業価値との比較において、当該大規模買付者が支配権を取得しない場合の当社の企業価値と比べて向上しないと合理的に判断される場合

大規模買付者の経営陣または主要株主に反社会的勢力と関係を有する者が含まれている場合等、大規模買付者が公序良俗の観点から当社の支配株主として不適切であると合理的に判断される場合

その他、 に準ずる場合で、当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上に反すると認められる場合

## (2) 大規模買付者が本プランに定められた手続きを遵守しない場合

大規模買付者が本プランに定められた手続きを遵守しない場合には、当社取締役会は、引き続き大規模買付情報の提出を求めるとともに大規模買付者と協議・交渉を行うべき特段の事情があるとき、または株主意思の確認手続きに進むべきとの判断を行った場合を除き、特別委員会の勧告を最大限尊重したうえで、当社取締役会の決議により対抗措置を発動できるものといたします。

## (3) 対抗措置の発動の判断

当社取締役会は、大規模買付者の提供する大規模買付情報その他の情報に基づいて、フィナンシャルアドバイザー、公認会計士、弁護士等の外部専門家等の助言を得ながら当該大規模買付者及び大規模買付行為の具体的内容（目的、方法、対象、取得対価の種類・金額等）や、当該大規模買付行為が株主共同の利益に与える影響を検討するとともに、特別委員会の勧告を最大限尊重したうえで、当社取締役会あるいは株主確認総会の決議に基づき、当該大規模買付行為に対する対抗措置を発動するものとします。

当社取締役会が、取締役会決議に基づき、大規模買付者に対して対抗措置を発動する場合は、株主の皆様に対し適時・適切な情報開示を行います。

#### (4) 対抗措置の発動後における中止等

当社取締役会は、下記のような事情がある場合には、会社法、証券取引法、その他の法律が認める範囲で対抗措置の中止を含む新たな措置を行うことができるものとします。

当該対抗措置決定後、大規模買付者が買付等を撤回した場合、その他買付等が存在しなくなった場合

当該対抗措置決定の判断の前提となった事実関係に変動が生じ、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守し、大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主様共同の利益の確保・向上に反しないと合理的に判断できるなど対抗措置を遂行することが相当でないとき当社取締役会が判断するに至った場合

上記の場合、当社取締役会は、対抗措置の中止を含む判断を行い、これを特別委員会に報告するものとし、速やかに情報開示を行います。

### ・本プランの合理性

#### 1. 買収防衛策に関する指針の要件の充足

本プランは、平成17年5月27日に経済産業省及び法務省により策定・公表された「企業価値・株主共同の利益の確保または向上のための買収防衛策に関する指針」が定めた三原則の要件（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則）を完全に充足しております。

#### 2. 株主総会決議による導入と有効期間等を定めたサンセット条項の設定

本プランは、株主の皆様の意思を尊重するために、株主総会のご承認を経て導入されるものであり、本プランの決定機関を明確にするために、当社定款に本プランに導入等の決定機関を定めます。

本プランの有効期間につきましても、本年6月28日開催の当社第78回定時株主総会において、株主の皆様のご承認をいただいた時から、承認後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会（平成22年6月開催予定）の終結の時までとし、有効期間を定めます。

なお、本プランが有効期間前であっても当社株主総会あるいは当社取締役会の決議によって、本プランが廃止できるものとしております。

以上のことから、本プランは、株主の皆様の意思に基づくものと考えております。

#### 3. 特別委員会の意見の最大限の尊重

当社取締役会は、大規模買付者が提出した大規模買付情報が大規模買付ルールを遵守しているか否か、あるいは当社の企業価値ひいては株主様共同の利益を確保・向上させるものであるか否かの判断について、当社取締役会によって恣意的な判断がなされることを防止するため、当社取締役会から独立した特別委員会の意見を最大限尊重いたします。

#### 4. 対抗措置の発動における株主意思の反映機会の確保

本プランは、大規模買付行為に対する対抗措置の発動については、原則として取締役会の決議により、決定いたしますが、株主の皆様意思を尊重するために、株主総会のご承認を経て対抗措置の発動を決定することもできるものとし、当社定款に対抗措置の発動に関する決定機関を定めるものとします。

### V. 株主・投資家に与える影響等

#### 1. 本プランの導入時に与える影響等

本株主総会決議に基づき本プランの導入につきご承認いただくのみであり、新株予約権無償割当ての発行等、会社法、証券取引法、その他の法律が認めるその時点で必要な対抗措置は行われませんので、株主の皆様あるいは投資家の皆様の権利・利益に具体的な影響が生じることはありません。

#### 2. 対抗措置の発動時に与える影響等

当社取締役会が、当社の企業価値ひいては株主様共同の利益を確保・向上させることを目的に、新株予約権無償割当ての発行等、会社法、証券取引法、その他の法律が認めるその時点で必要な対抗措置を発動する場合には、株主の皆様あるいは投資家の皆様（大規模買付者は除きます。）の法的権利または経済的価値を損なうことのない措置を講じるものといたします。

なお、当社取締役会は、対抗措置を発動することを決定した場合は、速やかに情報開示いたします。

#### 3. 対抗措置として新株予約権無償割当てを実施する場合における株主の皆様の手続き

対抗措置として、当社株主総会あるいは当社取締役会において、新株予約権無償割当てを実施することを決議した場合には、当社は、新株予約権無償割当てに係る基準日を公告いたします。係る基準日における当社の最終の株主名簿または実質株主名簿に記載または記録された株主に新株予約権が無償で割当てられますので、名義書換がお済みでない当社株式を保有されている株主の皆様におかれましては、速やかに名義書換手続きを行っていただく必要があります。

なお、新株予約権無償割当てを発行する旨の決議した場合、その概要は、別紙3に記載のとおりであります。

#### 4. 対抗措置の発動後（新株予約権無償割当ての場合）の中止時に与える影響

新株予約権無償割当てを受けるべき株主が確定した後（権利落ち日以降）に、当社取締役会が新株予約権無償割当ての発行を中止又は発行した新株予約権の無償取得を行う場合には、1株当りの株式の価値の希釈化は生じなくなるため、当社株式の価値の希釈化が生じることを前提にして売買等を行った株主または投資家の皆さまは、株価の変動により不測の損害を被る可能性があります。

---

**【注1】大規模買付者及びそのグループ**

- (i) 当社の株券等(証券取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます。)の保有者(同法第27条の23第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます。以下同じとします。)及びその共同保有者(同法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づく共同保有者とみなされる者を含みます。以下同じとします。)または、
- (ii) 当社の株券等(同法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。)の買付け等(同法第27条の2第1項に規定する買付け等をいい、取引所有価証券市場において行われるものを含みます。)を行う者及びその特別関係者(同法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいいます。)を意味します。

**【注2】議決権割合**

- (i) 大規模買付者及びそのグループが、注1の(i)記載の場合は、当該保有者の株券等保有割合(同法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいいます。この場合においては、当該保有者の共同保有者の保有株券等の数(同項に規定する保有株券等の数をいいます。以下同じとします。))も加算するものとします。)または、
- (ii) 大規模買付者及びそのグループが、注1の(ii)記載の場合は、当該買付者及び当該特別関係者の株券等保有割合(同法第27条の2第8項に規定する株券等所有割合をいいます。)の合計をいいます。各株券等保有割合の算出に当たっては、総議決権(同法第27条の2第8項に規定するものをいいます。)及び発行済株式の総数(同法第27条の23第4項に規定するものをいいます。)は、有価証券報告書、半期報告書及び自己株券買付状況報告書のうち直近に提出されたものを参照することができるものとします。

**【注3】株券等**

株券等とは、証券取引法第27条の23第1項または同法第27条の2第1項に規定する株券等を意味します。

以 上

## 特別委員予定者の氏名及び略歴

[氏 名] 辻川 正人(つじかわ まさと)

[生年月日] 1958年 1月31日

[略 歴] 1985年11月 司法試験合格  
 1988年 4月 大阪弁護士会登録  
 1988年 4月 関西法律特許事務所入所  
 1994年 1月 関西法律特許事務所パートナー  
 1996年 7月 ワグナー・ワソ&パートナー法律事務所入所  
 2004年12月 弁護士法人関西法律特許事務所 社員弁護士(現任)

[氏 名] 大谷 康弘(おおたに やすひろ)

[生年月日] 1966年 2月13日

[略 歴] 1990年10月 太田昭和監査法人(現 新日本監査法人)入所  
 2000年 7月 株式会社関西ベンチャーインキュベーター取締役  
 2001年 8月 同社代表取締役(現任)  
 2002年 8月 ケイブイアイ税理士法人社員  
 2003年 6月 当社監査役(現任)  
 2004年 2月 ケイブイアイ税理士法人代表社員(現任)

[氏 名] 半林 亨(はんばやし とおる)

[生年月日] 1937年 1月 7日

[略 歴] 1959年 4月 日綿實業株式会社(現 双日株式会社)入社  
 1989年 6月 ニチメン株式会社(現 双日株式会社)取締役  
 2000年10月 同社代表取締役社長  
 2003年 4月 ニチメン・日商岩井ホールディングス株式会社  
 (現 双日株式会社)代表取締役会長・CEO  
 2004年 6月 ユニチカ株式会社 監査役(現任)  
 2005年11月 株式会社ファーストリテイリング 取締役(現任)  
 < 諸 団 体 >  
 2002年 5月 中国陝西省 高級経済顧問(現任)  
 2003年 2月 日本国際貿易促進協会 副会長(現任)  
 2005年 6月 中国黒龍江省 高級経済顧問(現任)

[氏 名] 田邊 光政(たなべ みつまさ)

[生年月日] 1937年 7月22日

[略 歴] 1976年 4月 神戸学院大学法学部助教授(1979年、同教授)  
 1987年 4月 神戸学院大学法学部長  
 1992年 4月 名古屋大学法学部・大学院教授  
 2000年 4月 名古屋大学法学部名誉教授(現任)  
 2000年 4月 大阪学院大学法学部・大学院教授  
 2002年11月 大阪弁護士会登録  
 2004年 4月 大阪学院大学法科大学院教授(現任)

以上

## 特別委員会規則の概要

1. 特別委員会は、当社取締役会の決議により設置する。
2. 特別委員会の委員は、3名以上とし、当社の経営から独立した社外取締役・監査役、弁護士、公認会計士もしくは社外有識者から当社取締役会が選任するものとする。
3. 特別委員の任期は、当該年度の定時株主総会終結までの1年間とする。
4. 特別委員会は、当社取締役会がこれを招集する。
5. 特別委員会の議長は、特別委員会の決議によって定める。
6. 特別委員会の決議は、特別委員の3分の2以上が出席し、出席した特別委員の過半数をもってこれを行う。可否同数のときは、議長の決するところによる。
7. 特別委員会は、大規模買付情報に基づき対抗措置の発動事由に該当するか否かについて評価・検討を行い、当社取締役会に対し対抗措置を発動するか否かの勧告を行う。
8. 特別委員会は、対抗措置の発動に関する勧告のほか、以下の職務を行う。
  - (1) 大規模買付者との交渉・協議
  - (2) 当社取締役会に対する代替案の提供の要求及びその検討
  - (3) 検討・評価期間の延長
9. 特別委員会は、当社の費用負担をもとに、必要に応じてフィナンシャルアドバイザー、公認会計士、弁護士等の外部専門家等から客観的な助言を得ることができる。
10. 特別委員会は、大規模買付情報を評価・検討するにあたり、情報が不足していると判断した場合、または補足の情報が必要であると判断したときは、大規模買付者または当社取締役会を通じ大規模買付者に対し、合理的に必要と考えられる大規模買付情報の提供を求めることができる。
11. 特別委員は、大規模買付行為について、当社の企業価値ひいては株主様共同の向上に資するか否かの観点から評価・検討し、自己または当社の経営陣の利益を図ることを目的としてはならない。

以上

## 新株予約権の概要

### 1. 新株予約権の割当て方法(新株予約権無償割当て)

会社法第278条及び第279条の規定による新株予約権の無償割当てに関する当社取締役会決議(以下、「**新株予約権無償割当て決議**」という。)において定める割当ての基準日における最終の株主名簿または実質株主名簿に記載または記録された株主に対し、その保有する当社普通株式(ただし、当社の有する当社普通株式を除く。)1株につき新株予約権1個の割合で、新株予約権を無償で割り当てる。

### 2. 新株予約権の発行総数

新株予約権の発行総数は、新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める数とする。なお、当社取締役会は、複数回にわたり新株予約権の割当てを行うことがある。

### 3. 新株予約権無償割当ての効力発生日

新株予約権無償割当ての効力発生日は、新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める日とする。

### 4. 新株予約権の目的となる株式の種類

新株予約権の目的となる株式の種類は、当社普通株式とする。

### 5. 新株予約権の目的となる株式の総数

- (2) 新株予約権1個あたりの新株予約権の目的となる株式の数(以下、「**対象株式数**」という。)は、新株予約権無償割当て決議において取締役会が別途定める数とする。
- (3) 新株予約権の目的となる株式の総数は、当社定款に規定される発行可能株式総数から新株予約権無償割当て決議時点における発行済株式総数(ただし、当社の有する当社普通株式を除く。)を控除した数を上限とする。

### 6. 新株予約権の行使に際して払込をなすべき額

各新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、払込をなすべき額は新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める1円以上の額とする。

### 7. 権利行使期間

新株予約権の行使期間については、新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める期間とする。

## 8．譲渡制限

新株予約権の譲渡による取得については、当社取締役会の承認を要する。

## 9．行使条件

大規模買付者及びそのグループ(議決権割合が20%以上のものに限る。以下、同じ。)に属する者または大規模買付者及びそのグループに属する者になろうとする者(但し、当社の株券等を取得または保有することが当社株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者及び本日時点で議決権割合が20%以上の大規模買付者及びそのグループに属する者を除く。以下、「**例外事由該当者**」という。)ではないこと等を行使の条件として定める。詳細については、新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定めるものとする。

## 10．取得条件

- (1) 当社は、大規模買付者による大規模買付ルールの違反その他の一定の事由が生じること、または取締役会が別途定める日が到来することのいずれかを条件として、当社取締役会の決議に従い、新株予約権の全部または例外事由該当者以外の者が所有する新株予約権のみを取得することができる旨の取得条項を付すことができるものとする。詳細については、新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定めるものとする。
- (2) 前項における取得の対価は、原則として、例外事由該当者以外の者が所有する新株予約権の取得については、当該新株予約権1個につき対象株式数と同数の当社普通株式(以下、「**交付株式**」という。)とし、例外事由該当者が所有する新株予約権の取得については、当該新株予約権1個につき交付株式の当該取得時における時価に相当する価値の現金その他の財産、社債若しくは新株予約権付社債、当該新株予約権に代わる新たな新株予約権、または交付株式以外の当社株式とする。

## 11．無償取得

当社取締役会が、対抗措置の発動を維持することが相当でないと判断した場合、その他新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める場合には、当社は新株予約権の全部を無償にて取得することができる。

以上

## 大株主の状況

(平成19年3月31日現在)

株 主 名	持 株 数 (株)	議決権比率 (%)
三菱電機株式会社	1,483,796	7.08
株式会社サンセイテクノス	1,232,000	5.88
立花エレテック従業員持株会	902,981	4.31
株式会社三菱東京UFJ銀行	901,994	4.30
株式会社きんでん	628,350	3.00
日本マスタートラスト信託銀行株式会社	602,600	2.87
ステートストリートバンク・オブ・カリフォルニア 505019	499,400	2.38
立 花 浪 子	434,403	2.07
日本生命保険相互会社	431,759	2.06
佐 竹 千 草	408,593	1.95

以上

## 定款変更の内容

(下線は変更部分)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>	<p style="text-align: center;"><u>第 8 章 買収防衛策</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(買収防衛策の導入等)</u></p> <p><u>第 4 1 条 当社の買収防衛策の導入は株主総会の決議によって定めるものとする</u></p> <p><u>2 当社の買収防衛策の継続及び廃止は、取締役会のほか、株主総会の決議によって定めることができる</u></p> <p><u>3 第 1 項及び前項における買収防衛策とは、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針に照らして、不適切な者によって当社の企業価値及び株主共同の利益を毀損されることを防止するために、当社の発行する株式等の大規模買付行為に関して、当該買付者等が遵守すべき手続き及び当該買付行為に対する対抗措置等をいう</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(対抗措置等の決定機関)</u></p> <p><u>第 4 2 条 当社の買収防衛策における対抗措置等は、前条に規定する買収防衛策が定める手続きに従い、取締役会の決議によるほか、株主総会の決議または株主総会の決議による委任に基づく取締役会の決議によって発動できる</u></p> <p><u>2 前項の規定による株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う</u></p>

以上